

[様式2]

競争参加資格確認結果通知書

- 1 工事名 硫黄沢治山工事
- 2 所属事務所 上川中部森林管理署
- 3 入札公告日 平成21年7月2日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日 平成21年7月23日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
浜塚建設工業 株式会社	有	
株式会社 生駒組	有	
株式会社 中川阿部建設	有	
株式会社 廣野組	有	
新谷建設 株式会社	有	
ハラダ工業 株式会社	有	
株式会社 飯島組	有	
株式会社 丹野組	無	入札公告 3の(6)のウ及び3の(6)のエの条件に該当しないため。
吉良土木 株式会社	無	入札公告 3の(10)の条件に該当しないため。
株式会社 東北建設	無	入札公告 3の(6)のア及び3の(6)のウ及び3の(6)のエの条件に該当しないため。
高田建設 株式会社	無	入札公告 3の(6)のウの条件に該当しないため。

別記様式 2

平成 2 1 年度 上川中部森林管理署公共工事契約状況

分任支出負担行為担当官

上川中部森林管理署長 小原 正人

工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事種別	工事概要	入札及び契約方式	予定価格
1	硫黄沢治山工事	上川郡美瑛町	約 7 ヶ月	治山工事	溪間工	一般競争入札 簡易型総合評価落札方式	78,991,000 円
					工事着手の時期	工事完成の時期	調査基準価格
					平成 2 1 年 8 月	平成 2 2 年 3 月	64,280,450 円

指名した者の商号又は名称、入札及び落札金額 別紙のとおり

契約の相手方の商号又は名称及び住所	旭川市 6 条通 3 丁目右 1 0 号
契約月日	平成 2 1 年 8 月 1 1 日
契約金額	78,750,000 円
	新谷建設株式会社 取締役社長 新谷龍一郎

当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙様式 2 競争参加資格確認結果通知書のとおり

- 予決令第 7 3 条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格をさらに定め、その資格を有する者により当該競争を行わせた場合における当該資格
- (1) 予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。)第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 北海道森林管理局における土木工事に係る B 等級又は A 等級又は C 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づき再生手続きの開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
 - (3) 会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (4) 平成 6 年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。)
なお、当該実績が森林管理局長又は森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成 1 0 年 3 月 3 1 日付け 1 0 林野管第 3 1 号林野庁長官通知)第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点(以下「評定点」という。)が 6 5 点未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上

記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山事業における山腹工事又は溪間工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に配置できること。

ア 土木工事一式における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

1級又は2級の建設機械施工技士

技術士法による第二次試験のうち、技術部門がいずれかに該当する技術士

a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）

b 建設部門

c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）

d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業 - 農業土木」又は「林業 - 森林土木」である者に限る。）

e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者

(a) 当該建設工事に關し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する
在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）

(b) 当該建設工事に關し、10年以上の実務経験を有する者

林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家試験を有する者であつて、かつ、管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者又は次の「及び」のいずれかに該当する者であること。

平成16年2月29日以前に交付を受けた「管理技術者資格者証」を所持する者

平成16年2月29日以前に管理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に管理技術者資格者証の交付を受けた者は、「管理技術者資格者証」及び「管理技術者講習修了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び管理技術者に必要な経験は、平成5年度以降に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局长から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和56年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局长等が発注した工事で、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(8) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が北海道森林管理局管内に所在すること。

また、経営建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

予定価格及び調査基準価格は、消費税及び地方消費税を除いたものである。